

[別紙1]

鳥取県シカ被害対策省力化支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日を経過する日）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定通知後、原則、20日以内に補助金を支払います。

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

電話0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp

○資料提出先

・東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831

・中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3341

・西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678

・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021